

再び居住の用に供した場合の (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の手続をされる方へ

税 務 署

■ 本説明書の目的 ■

本説明書は、住宅ローンにより住宅の新築・購入又は増改築をして、自己の居住の用に供していた方が、やむを得ない事由によりその住宅を居住の用に供しなくなった後に、再び居住の用に供し、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の適用要件や必要な手続の概要を説明するものです。

※ 平成30年11月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

【制度の概要】

住宅を居住の用に供しなくなった後の各年分については、原則として、その住宅に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けることはできません。ただし、勤務先からの転任の命令に伴う転居などのやむを得ない事由により居住の用に供しなくなった場合には、一定の手続を行うことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用年のうち、再び居住の用に供した年以後の各適用年について、控除の適用又は再適用を受けられる場合があります。なお、再び居住の用に供した日の属する年にその住宅を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各適用年について適用又は再適用を受けることとなります。

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用期間は延長されません。

具体的には、次のいずれかの場合に該当する方が対象となります。

F 1 再び居住の用に供した場合の再適用（以前に控除の適用を受けていた方）

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けていた方が、勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその適用を受けていた住宅に居住しなくなった後、その事由が解消し、その住宅を再び居住の用に供した場合

F 2 再び居住の用に供した場合の適用（一度も控除の適用を受けていない方）

居住用の住宅の新築等をして、居住の用に供した方が、その居住の用に供した日から同年12月31日までの間に勤務先からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅に居住しなくなった後、その事由が解消し、その住宅を再び居住の用に供した場合

※ 制度の詳細をお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（タックスアンサー）をご確認ください。

F1 再び居住の用に供した場合の再適用を受けられる方 (以前に控除を受けていた方)

住宅を居住の用に供しなくなる日までに必要な手続

住宅を居住の用に供しなくなる日までに、『転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書』の所定の欄に必要な事項を記載して、住宅の所在地の所轄税務署に提出する必要があります。

また、税務署から『年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書・給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書』の交付を受けている場合には、それらの未使用分をこの届出書と一緒に提出する必要があります。

※ 『転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書』は、国税庁ホームページに掲載しています。

再適用を受ける最初の年分に必要な手続き

○適用要件に該当するかを確認し、次の書類を『確定申告書』と一緒に税務署に提出します。
(確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。)

	適 用 要 件	確認欄
1	住宅を居住の用に供しなくなった日の属する年の前年分以前において、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていた。	☐
2	居住の用に供しなくなったことが、①給与等の支払をする者(勤務先)からの転任の命令に伴う転居、②その他①に準ずるやむを得ない事由によるものである。	☐
3	再び居住の用に供した日以後の各年においてその年の12月31日(死亡した場合は、その日)まで引き続き居住の用に供している。 ※ 再び居住の用に供した日の属する年にその住宅を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各年について再適用を受けることとなります。	☐
4	本年分の合計所得金額(4ページ)が3,000万円以下である。	☐
5	住宅を居住の用に供しなくなる日までに、『転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書』を、住宅の所在地の所轄税務署に提出している。	☐

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)	☐
2	金融機関等から交付された『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』【原本】	☐
3	(住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けた方) (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書	☐
4	(連帯債務がある方) (付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書	☐

※ 計算明細書の記載については5ページ～7ページを参照してください。

F2 再び居住の用に供した場合の適用を受けられる方 (一度も控除の適用を受けていない方)

○住宅を居住の用に供しなくなる日までに必要な手続はありません。

適用を受ける最初の年分に必要な手続き

○適用要件に該当するかを確認し、次の書類を『確定申告書』と一緒に税務署に提出します。
(確認欄のすべてにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。)

	適 用 要 件	確認欄
1	住宅の取得等又は増改築等の日から6か月以内に居住の用に供している。	☐
2	その住宅の取得等又は増改築等のための住宅借入金等がある。	☐
3	再び居住の用に供した日以後の各年においてその年の12月31日（死亡した場合は、その日）まで引き続き居住の用に供している。 ※ 再び居住の用に供した日の属する年にその住宅を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年以後の各年について適用を受けることとなります。	☐
4	本年分の合計所得金額（4ページ）が3,000万円以下である。	☐
5	その他（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用要件を満たしている。 ※ 当初居住年の『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』又は『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』をご覧ください。	☐

	確定申告書に添付すべき書類	確認欄
1	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)	☐
2	当初居住年における（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用に必要な書類 ※ 適用を受ける控除の種類や当初の居住年により、必要な書類が異なります。 詳しくは、当初居住年の『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』又は『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』をご覧ください。	☐
3	転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由によりその住宅を居住の用に供しなくなったことを明らかにする書類	☐
4	(住宅の取得等に関し補助金等の交付を受けた方) (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書	☐
5	(連帯債務がある方) (付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書	☐

(参考) 適用(再適用)の翌年以降における住宅借入金等特別控除の適用について

【給与所得者が年末調整によってこの控除の適用を受ける場合】

確定申告によりこの控除の適用を受けた給与所得者は、その確定申告をした年の翌年以降の各年分の所得税について、年末調整によってこの控除を受けることができます。年末調整によってこの控除を受けようとする場合には、①後日税務署から送付される住宅借入金等特別控除証明書、②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を給与支払者に提出してください。

【確定申告書を提出してこの控除の適用を受ける場合】

確定申告書を提出してこの控除の適用を受けようとする場合には、①(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)、②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を添付して確定申告書を所轄税務署に提出する必要があります。

(参考) 用語の説明

「合計所得金額」

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

☆申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。また、純損失や雑損失の繰越控除など、損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

○ 明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方を参照して下さい。

— 5 —

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(二面)の記載例

提出用

7 特定の増改築等に係る事項

氏名 国税太郎

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

- 1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上)……………☐
2 障害者(1に該当する方を除きます。)……………☐
3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます。)……………☐

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額(※)	⑩	円
断熱改修工事等の費用の額(※)	⑪	
特定断熱改修工事等の費用の額(※)	⑫	
特定多世帯同居改修工事等の費用の額(※)	⑬	
特定耐久性向上改修工事等の費用の額(※)	⑭	
特定の増改築等工事の費用の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑮又は⑮×一面の⑰の①)	⑯	
特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は 特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(一面の⑨と⑯ のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の 増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。) が特定取得に該当しない場合は、最高200万円。)	⑰	

※ ⑩欄から⑭欄までの金額が50万円を超えるとときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
詳しくは、控用の『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方』の
5をご覧ください。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。	番号	1
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	⑱	円 200.0 00
※ 三面の⑱の金額を転記します。		

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間	適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)を受ける場合に三面の⑱の金額を右に転記します。	⑲	円 00
------	---------	------	---------	-------------------------------------	---	---------

9 控除証明書の要否

平成31年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

確定申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(三面)の記載例

○ 平成30年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 **国 税 太 郎**

提出用	住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。				⑨	20,000,000 円		
	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)
三 面 は、 一 面 及 び 二 面 と 一 緒 に 提 出 し て く だ さ い。	1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00
		住宅の取得等が特定取得に該当するとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高20万円) 円 00		認定住宅が認定住宅等に該当するとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00
		住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高20万円) 円 00		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00
		平成25年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高20万円) 円 200,000		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00		高年齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	⑨ × 0.02 =	18 (最高12万5千円) 円 00
		平成23年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00		住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高12万円) 円 00
		平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高50万円) 円 00		⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高12万5千円) 円 00	
		平成20年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.004 =	18 (最高8万円) 円 00		⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高12万円) 円 00	
		平成19年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.004 =	18 (最高10万円) 円 00		⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高12万5千円) 円 00	
		2	住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.004 =		18 (最高50万円) 円 00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.012 =	18 (最高36万円) 円 00		
認定住宅が認定住宅等に該当するとき	⑨ × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00	平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.012 =	18 (最高48万円) 円 00		
住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨ × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.012 =	18 (最高48万円) 円 00		
平成25年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.012 =	18 (最高48万円) 円 00		
平成24年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =		18 (最高40万円) 円 00	認定住宅が認定住宅等に該当するとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00		
平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.012 =		18 (最高60万円) 円 00	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00		
平成20年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =		18 (最高50万円) 円 00	⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00			
平成19年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =		18 (最高50万円) 円 00	⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00			
3	住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	7	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合		⑨ × 0.012 =
	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合		⑨ × 0.012 =	18 (最高36万円) 円 00	
	認定住宅が認定住宅等に該当するとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨ × 0.012 =	18 (最高48万円) 円 00	
	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨ × 0.012 =	18 (最高48万円) 円 00	
	平成25年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合		⑨ × 0.012 =	18 (最高60万円) 円 00	
	平成24年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00	認定住宅が認定住宅等に該当するとき		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	
	平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.012 =	18 (最高60万円) 円 00	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	
	平成20年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高50万円) 円 00	⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00		
	平成19年中に居住の用に供した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高50万円) 円 00	⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00		
	4	住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00		8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.012 =
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.012 =		18 (最高36万円) 円 00	
認定住宅が認定住宅等に該当するとき		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.012 =		18 (最高48万円) 円 00	
住宅の取得等が特定取得に該当しないとき		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑨ × 0.012 =		18 (最高48万円) 円 00	
平成25年中に居住の用に供した場合		⑨ × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合	⑨ × 0.012 =		18 (最高60万円) 円 00	
平成24年中に居住の用に供した場合		⑨ × 0.01 =	18 (最高40万円) 円 00	認定住宅が認定住宅等に該当するとき	⑨ × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00	
平成21年6月4日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑨ × 0.012 =	18 (最高60万円) 円 00	住宅の取得等が特定取得に該当しないとき	⑨ × 0.01 =		18 (最高30万円) 円 00	
平成20年中に居住の用に供した場合		⑨ × 0.01 =	18 (最高50万円) 円 00	⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00			
平成19年中に居住の用に供した場合		⑨ × 0.01 =	18 (最高50万円) 円 00	⑨の金額(最高1,000万円) × 0.02 + (⑨ - ⑨) × 0.01 =	18 (最高30万円) 円 00			

※1 ⑮欄の金額を二面の⑮欄に転記します。
※2 ⑮欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特除額を受ける場合には、次の⑮欄に記載します。
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。
その作成した各明細書の⑮欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑮欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)に記載します。	⑮	00 円
震災特例法の重複適用の特除額を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額に記載します。	⑮	00 円

※ ⑮欄の金額を二面の⑮欄に転記します。

○ 明細書二面の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」⑮の金額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等を次のように書きます。

1 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合

(2から7のいずれかを選択する場合を除きます。)(例：平成25年4月13日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 平成25年4月13日 居住開始

2 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特除額の特例を選択した場合(例：平成25年11月13日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 認 平成25年11月13日 居住開始

3 住宅借入金等特別控除の控除額の特除額の特例を選択した場合(例：平成20年4月13日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 特 平成20年4月13日 居住開始

4 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(例：平成25年4月13日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 高 平成25年4月13日 居住開始

5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(例：平成25年4月13日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 断 平成25年4月13日 居住開始

6 多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(例：平成29年4月13日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 多 平成29年4月13日 居住開始

7 震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特除額の特例を選択した場合(例：平成25年4月10日居住開始)

【記載例】

○ 特例適用条文等 震 平成25年4月10日 居住開始